

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成28年5月9日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市綾歌市民総合センターにおいて平成28年5月24日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成28年5月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫